

# 業務指示書

## ベトナム国ハナム省投資環境改善事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 行善 Unevik.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月20日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めず、ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道計画に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／下水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 投資促進戦略策定】

- 1) 類似業務の経験：投資促進戦略策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全庁統資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  - ・現地再委託に係る費用
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004628 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (http://jica.webex.com)  
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画  
 道路計画  
 投資促進戦略策定

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.06 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月11日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ベトナム国ハナム省投資環境改善事業準備調査

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 投資促進戦略策定	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ベトナムは「ドイモイ（刷新）政策」導入以降、高い経済成長が続いていたが、経済成長を主導してきた海外直接投資（FDI）は2009年以降、増加率が鈍化している。また、在ベトナム日系企業の原材料・部品の現地調達率は33.2%（2014年）に留まっており、中国（64.2%）・タイ（52.7%）・インドネシア（40.8%）での現地調達率と比較しても低く、外国企業は中間財の国内調達が困難な状況にある。今後も産業が持続的に発達し経済成長を成し遂げるためには、製造業を中心としたFDIの増加及び裾野産業などの国内産業の発展が課題である。当国政府は、2014年10月に工業化戦略の行動計画を首相承認し、全国で裾野産業を発展させることとし、地方に重点を置いた裾野産業育成のため6つの工業団地に特別優遇措置を与えることを決定した。ハナム省ドンバンⅢ工業団地は指定工業団地のひとつである。

ハナム省はハノイ市の南約40kmに位置し、ハノイ市のノイバイ空港から約70km、ハイフォン港から約90kmと首都及び主要な空港・港湾へのアクセスも良好である。また、2011年の南北高速道路のハナム省区間の開通や、積極的な外資誘致政策により、近年、同省に対するFDIは増加傾向にあり、複数の工業団地が整備された結果、2008年に17社であった操業企業数は2015年には約150社に拡大するなど、急激に投資が進展している。また、日系企業の集積も進んでおり、上記ドンバンⅢ工業団地は日系企業優先工業団地として造成が進んでいる。他方、持続的な投資促進の基盤となる上下水道、電力、道路等は十分整備されておらず、早急なインフラ整備が不可欠な状況である。また、同省は労働者の住環境整備を通じたハナム省の投資環境改善にも取り組む方針である。

かかる状況において、ハナム省投資環境整備にかかる協力が同市より提案された。我が国の対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2012年）では、2020年までの工業国化の達成に向けた支援のため、成長と競争力強化が重点分野として挙げられており、その中で居住環境を含む投資環境整備を支援するとしており、同市の抱える課題と合致し、当機構が本事業の実施を支援することの必要性・妥当性は高い。そこで、当機構は2015年8月に「ベトナム国ハナム省投資環境整備へのPPP導入情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」）のなかで、同市の投資環境整備に係るインフラ整備につき整理した。

本協力準備調査は、上記、情報収集・確認調査の内容を更に深掘し、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。インフラ整備については、情報収集・確認調査のなかで、同省は民間による整備が可能なインフラは民間で整備し、公共投資を収益性が乏しいものの経済的便益が高いインフラに集中する方針とし、本事業では同省の投資環境向上に不可欠な工業団地及び医療エリア周辺の道路、教育・医療・都市部の下水道整備を行うこととした。本協力準備調査の実施に先立ち、当機構は、2016年8月に本事業の実施機関であるハナム省人民委員会と本協力準備調査の枠組みにつき合意し、結果を協議議事録（Minutes of Meetings:M/M）に取りまとめ、署名交換を行った。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

## ハナム省投資環境改善事業

### (2) 事業目的

本事業は、首都ハノイ市の南約40kmに位置するハナム省において工業団地周辺及び医療エリアの道路整備、大学・医療・都市エリアの下水道施設整備を行うことにより、同省の投資環境改善を図り、裾野産業の育成と外国投資の促進を通じて同省の経済成長を促進するもの。

### (3) 事業概要

ア) ドンバン工業団地（Ⅰ～Ⅲ）、医療エリア、大学エリアとフーリー市を結ぶアクセス道路等の整備（約27km）、フーリー市内の既存の道路の改修（約2km）（国内競争入札）

イ) 下水処理場の新設（21,600m<sup>3</sup>/日）及び下水管網の整備（約36km）（国際競争入札）

ウ) コンサルティングサービス（詳細設計、入札補助、施工監理）（ショートリスト方式）

### (4) 対象地域

ハナム省

### (5) 関係官庁・機関

ハナム省人民委員会

### (6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

「投資環境整備アドバイザー」（技術協力）、「職業訓練機能強化事業」（案件形成中円借款事業）

## 3. 業務の目的

当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ハナム省投資環境改善事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を当機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画

策定については、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、ベトナム関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

## (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、当機構から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

## (3) 環境社会配慮

本事業については、環境アセスメント（EIA）の作成が必要とされている。また、対象区間の一部に住民移転・用地取得を必要とする箇所があるため、ベトナムにおける用地取得・住民移転の法制度・他事例等を確認のうえ、適切な住民移転・用地取得計画（RAP）が策定される必要がある。これら EIA や RAP の作成については、本調査において必要な支援及び助言を行う必要がある。

なお、本事業については、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010年4月））に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため、カテゴリBに分類される。

## (4) 安全対策

本業務では、安全対策に係るベトナムの法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事管理安全管理ガイダンス」に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集およびベトナム政府への理解促進を図る。

## (5) リスク管理シートの活用

本業務では、別添の「リスク管理シート(Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定をすること。

## (6) コスト縮減策の検討

当該円借款候補案件の概略事業費算出にあたっては、以下の a)～d) を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、発注者と協議し、その結果を別途機構が指示する様式にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODA の点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

a) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

1) 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

2) 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

3) 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

b) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

c) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

d) 適正な工期設定

円借款事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(7) 先方政府との合意形成

本業務においては、先方政府との蜜な意見交換と合意形成を行い、実現可能な計画を策定すること。

6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効率的に業務を実施するために必要な調査方法・手

順等を具体的にプロポーザルで提案すること。

#### 【現況の確認及び事業の概略設計】

- (1) 事前準備及びインセプション・レポートを作成、協議する。
  - 1) 本事業に関する資料や既存の調査報告書等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。
  - 2) 現地調査の冒頭に、ベトナム側実施機関であるハナム省人民委員会に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。この際、先方に説明する 10 営業日前までに当機構に案を提出し、当機構からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。
- (2) プロジェクトの背景・経緯の確認
  - 1) ハナム省における道路・下水道整備事業に係る計画を確認する。
  - 2) ハナム省における道路網整備、下水道整備の現状と課題をレビューし、調査対象道路・下水道の位置づけ・重要性を確認する。
  - 3) 調査対象地域の経済・社会状況をレビューする。
  - 4) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
  - 5) 道路・下水両セクターにおいて、他ドナーの協力実績・予定を確認する。

#### 【計画設計と事業効果の確認】

- (1) 自然条件調査

本調査にて行う予備設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、ハナム省における既往地質・水質調査のレビュー・アップデートを行う。
- (2) 交通調査及び将来交通量の予測

対象道路の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手しレビュー・アップデートを行う。
- (3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（M/M）について、計画する。
- (4) 計画設計

既存の調査結果をもとに対象道路・下水管網及び下水処理場の設計をレビュー・アップデートする。その際には、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、機構に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。なお、下水処理場については、日本下水道事業団により海外向け技術として認証されている、前ろ過散水ろ床法（PTF方式）の採用可能性を重点的に検討する。比較検討の際は、O&Mコストも含むトータルコストでの比較も行う

(5) プロジェクト実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（当機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(6) 事業実施体制

ハナム省で実施されている当該類似業務（道路整備事業、下水管網・下水処理場整備事業）の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

(7) 維持・管理体制

本事業実施後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(8) 財務計画

実施機関の事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当てについて検討を行う。

1) 市の予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用、本事業の運営・維持管理費用、及びその他実施予定事業の費用に対して、ハナム省の予算手当状況を調査する。その際に、中央政府からの補助金制度もあわせて確認する。

2) O&M 機関の財務情報

O&M 機関の B/S、P/L 等の財務情報を入手し、財務健全性について調査する

3) 下水料金

① 料金体系

運営・維持管理費用を賄うための支払い可能な料金体系について提案を行う。料金の妥当性を検討するため、所得水準や所得分布等についても調査する。

② 戸別接続・料金徴収

戸別接続の計画及び課題について確認する。

4) 実施機関の中長期的な収益収支及びその持続性

事業実施及び運営・維持管理期間中の収益収支の将来予測を行い、中長期的な財務持続性を検証する

## (9) 環境社会配慮

### 1) 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案のレビュー

JICA 環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

- ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む）の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - i. 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ii. JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
  - iii. 関係機関の役割
- ③ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（案）（実施体制、方法、費用など）の検討の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者（社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。）、協議内容等）

### 2) 簡易住民移転計画の作成支援

本事業は、道路敷設に伴う住民移転が必要になる可能性がある。JICA 環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book

Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定のために実施した社会経済調査(人口センサス、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も当機構へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や保証水準について確認する。

- ① 用地取得・住民移転の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者 や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (10) ジェンダー

住民の環境・衛生に関する考えは男女間で異なることが予想されることから、本準備調査では、ステークホルダー協議やインタビュー実施時には、対象者の選定や方法に関して、ジェンダー視点に留意して、計画策定や社会調査等を実施し、その結果を報告書に含めること。

#### (11) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として当機構へ提出すること。

- ① 本体事業費（建設資機材費、設計数量策定、建設費積算（外貨・内貨別））
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ フロントエンドフィー
- ⑥ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費含む）
- ⑦ その他（融資非適格項目）
  - i. 用地補償等
  - ii. 関税・税金
  - iii. 事業実施機関の一般管理費
  - iv. 他機関建中金利
  - v. 完成後の維持管理費（委託保守費）
  - vi. 広報・啓蒙活動等に要する費用
  - vii. 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を当機構から指示することがある。

## 2) 資機材価格の高騰を考慮した感度分析

近年、資機材価格が高騰し、事業費が当初想定額を大幅に上回るケースがいくつみられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

### ① 概略事業費の算出様式

事業費については、別途当機構が提出するコスト計算支援システム（Excelファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

### ② 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第16条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

### ③ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途当機構が指示する様式に取りまとめ提出する。その際、世銀事業やベトナムにおける他都市・他ドナーとのコスト比較も行う。

### ④ その他

摘要レート等の積算にあたっての条件については、当機構と協議する。

## (12) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

- 1) ベトナムにおける当該類似業務の調達事情
  - ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - ・International Consultants の採否 等
- 4) 施工業者の選定方針
  - ・PQ：Pre-Qualification 条件の設定
  - ・LCB：Local Competitive Bidding の採否
  - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

#### （13）プロジェクトの評価

定量的効果については、経済分析（内部収益率（EIRR/FIRR）の算出）のレビュー・アップデートを行う。算出方法については本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、定量的指標（運用・効果指標）について、最新の基準値とともに本事業完成後2年を目途とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、道路セクターで年平均日交通量、所要時間の短縮、走行費の節減、下水道セクターで受益者数、年平均下水処理量等を想定しているが、コンサルタントは本事業の特性を踏まえ指標案をプロポーザルで提案すること。

定性的効果については、工業団地の開発促進や疾病率の低下等を想定しているが、これについても、コンサルタントは本事業の特性を踏まえ指標案をプロポーザルで提案すること。

#### （14）準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、ベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

#### （15）準備調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。この際、先方に説明する15営業日前までに当機構に案を提出し、当機構からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

#### （16）事業実施スケジュールの検討

調達手続きを含めた詳細設計／施工、人材育成の期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施

工項目や本体施工以外の工程（用地取得、住民移転等）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。また、関連事業が存在する場合は、その工事スケジュールも考慮し、整合性が確保されたものとする。

#### （17）調達計画

事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や円借款の付帯条件等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、以下の項目について調査及び提案する。

- 1) ハナム省における当該類似業務の調達事情  
以下の調達に係る一般事情について調査する。
  - ① 一般土木工事及び施設工事の入札と契約に係る一般事情
  - ② 現地コンサルタント（詳細設計及び施工監理）の一般事情
  - ③ 現地施工業者の一般事情
- 2) 調達方式の検討  
事業効率の最大化を図るため、ライフサイクルコスト（Life Cycle Cost :LCC）を加味した調達方式の適用可能性も含め、調達方式を検討する。LCCとは、省エネ技術等、イニシャルコスト（建設費）は高いが、品質、メンテナンス性等を加味し、O&Mにかかる費用も含めてコストをトータルで評価する価格のことである
- 3) コンサルタント選定
  - ① ショートリスト作成方法
  - ② Request for Proposal (RFP)（案）の作成（コンサルタントTOR（案）を含めて作成する）
- 4) 施工業者選定
  - ① 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
  - ② パッケージ毎の入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討

#### （18）ベトナム側による F/S 及び EIA 作成・承認手続き支援

本事業に関し、ハナム省は、本準備調査の結果を踏まえ、本事業の実施に必要な Feasibility Study (F/S) 及び EIA 調査を実施し、調査結果について承認を受ける必要がある。この作業を円滑かつ迅速に進めるため、本調査結果について初期段階より本調査結果についてハナム省と共有するとともに、F/S 及び EIA の作成・提出に関する助言を行う。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

#### （19）下水処理施設の設備箇所及び設備容量

本事業に関しては都市部の将来的な下水道需要拡大、投資設備コスト、運営維持管理等を踏まえ、分散地域に小規模な下水処理施設を建設する方式ではなく、1箇所に処理施設を集中する方式を検討している。調査の冒頭にて両方式を比較しハナム省向け説明資料を作成する。

#### （20）下水需要想定のリビュー

下水道整備に関して、病院エリアでは合計 7,000 床の病院誘致が将来的に計画されており、現在 Bac Mai 病院、Viet Duoc 病院の 2 か所が建設中である。また、教育エリアにおいては 5 校が詳細設計又は造成中である。これら施設において想定需要量が過大でないか、ハナム省内及び近隣省の社会経済発展状況及び医療・教育ニーズを踏まえ、レビューを行う。

#### (2 1) 枝管建設に関する事業費概算

本事業においては 300mm 以上のメイン管渠を整備の対象とするが、ハナム省自己資金により整備が必要な二次接続、三次接続に必要な事業費概算を算出する。

#### (2 2) 開削区間の下水道測量

本事業においては便益比較の観点から基本的には土かぶり 3 メートル以下の区間については開削工事を想定している。同区間の測量を行い測量結果をコスト積算に反映させる。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

#### (2 3) 事業費積算結果の他事業との比較

下水道・道路の両セクターともに当機構及び他ドナーがベトナムにて行っている同程度の規模の案件と事業費の単価を比較し、妥当性を確認すること。

#### (2 4) 対象道路の車線数及び必要性に関する検討

ドンバン工業団地の東側エリア（高速道路東側エリア）のバイパス道路については、片側 1 車線で検討行うこと。また、ハナム省南部のキエンケ工業エリアの道路については日本企業裨益の観点から必要性を整理すること。

#### (2 5) 工業団地への投資促進

ハナム省人民委員会が行った過去の投資誘致活動をレビューするとともに、同省の産業集積状況及び地理的な条件等を踏まえ、ドンバン III 工業団地への投資促進活動の一環として投資誘致のためブランディング戦略を立案し、人民委員会に戦略を提出するとともにプレゼンテーションを行う。その際には、同省が今後投資誘致を促進する上で注力すべき誘致活動・日本国内における重点地域・産業等について明確にし、人民委員会に対して提言を行う。戦略を策定する上で、邦銀ファンド、日本における各地域の経済団体、越における既往投資家等へのヒアリングを活動に含む。

## 7. 成果品等

本調査の各段階で作成・提出する資料は以下の通り。このうち、(1) の③及び④を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は当機構及び先方機関に提出する部数であり、国内の会議等に必要な資料等については、別途必要な部数および電子化したものを用意すること。

### (1) 報告書の種類

#### ① インセプション・レポート

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2016 年 10 月

部数：和文、英文、ベトナム語（電子データ）  
和文4部、英文3部、ベトナム語6部（簡易製本）  
うち、ベトナム語5部は実施機関に提出

② 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。  
提出時期：2016年12月  
部数：和文、英文、ベトナム語（電子データ）  
和文4部、英文3部、ベトナム語6部（簡易製本）  
うち、ベトナム語5部は実施機関に提出

③ 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。  
※調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることとなるため、必要な入札関連情報については報告書には含めず、別途資料として提出すること。  
提出時期：2017年4月  
部数：和文8部、英文5部、ベトナム語6部（製本）  
和文、英文、ベトナム語（電子データ、CD-ROM 3部）

④ デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像  
提出時期：準備調査報告書と同時  
部数：CD-ROM 2部

（2）報告書の仕様／電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

（3）その他、報告書作成にあたっての留意事項

- ・各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に当機構に提出し、承諾を得ること。
- ・各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・各報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を3～5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的

に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

- ・ 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2016年10月下旬より業務を開始し、2016年12月下旬をまでに準備調査報告書(ドラフト)、2017年4月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。想定されるスケジュールは次のとおり。

Fiscal Year	2016							2017
	9	10	11	12	1	2	3	
Survey in Japan		□		□				
Survey in Vietnam			■	■	■			
Report		IC★		DFR★			FR★	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目安

合計 約 11.49M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

##### 【下水セクター】

- 1) 総括/下水計画(格付:2号)
- 2) 下水施設設計
- 3) 機械・電機設備計画

##### 【道路セクター】

- 1) 道路計画(格付:3号)
- 2) 道路設計

##### 【共通セクター】

- 1) 経済・財政分析
- 2) 環境配慮
- 3) 社会配慮/ジェンダー
- 4) コスト積算

##### 【投資促進活動】

- 1) 投資促進戦略策定(格付:3号)

### 3. 現地再委託

以下の項目については、調査実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して行うことを可とする。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に機構の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

(1) 自然条件調査（「別紙 1仕様書」参照）

(2) 環境社会配慮

(3) ローカル F/S および EIA の作成支援

なお、上記項目に加え、その他再委託して実施することが適切と思われる項目がある場合、プロポーザルにて提案すること。

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

### 4. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡がとれる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### 5. 不正腐敗の防止

本業務実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

### 6. 配布資料

(1) ベトナム国ハナム省投資環境整備への PPP 導入情報収集・確認調査

(2) Minutes of Meetings on The Mission for The Preparatory Survey on Ha Nam Investment Climate Improvement Project Agreed Upon Between Ha Nam People's Committee and The Japan International Cooperation Agency

(3) カテゴリ B 案件報告書執筆要領

## 7. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

以上

(別紙1)

ベトナム国「ハナム省投資環境改善事業」準備調査に係る  
自然条件調査仕様書(施設建設予定地の現状調査)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト対象サイトにおける水文、地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、施設設計・施工計画・積算に資するものとする。

また、本計画により拡張される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 気象、水文調査

【目的】

本事業にて建設する下水処理場施設、下水管渠等の設計に関する基礎情報を確認し、施設の設計 GL や放流水位等の条件を確定するため、降水量、風向風速などの気象条件データや、施設予定地に近接、或いは放流先となる河川の水位データを収集する。

【内容】

市内の観測点における降水量、風向風速等の気象データや、下水処理場建設予定地(3ヶ所)の近傍、下水処理水や放流先となる河川の水位観測データや計画高水位等の河川管理に係る情報を収集・整理する。

(2) 地盤調査

【目的】

下水処理場建設予定地の地盤の安定性、耐久力を調査し、施設設計・積算の基礎資料とする。

【内容】

下水処理場建設予定地において、施設の基礎構造を設計するために必要な深さのボーリング試験、平板裁荷試験、室内土質試験等により、基礎地盤の土質状況及び強度特性を把握する。

(3) 地形調査

【目的】

前項(1)と併せ、下水処理場施設の基礎譲許権を確定し、また脱臭設備等の周辺環境対策の必要性を検討するための情報として、必要な地形情報及び近隣住居との位置関係を把握する。

【内容】

- ア. 下水処理場建設予定地において、平板測量と水準測量を行う。
- イ. 各下水処理場建設予定地及び周辺の度値利用状況を確認し、用地境界と近隣する住居等の施設との位置関係を平板測量により把握する。

#### (4) ルート踏査

##### 【目的】

管渠については、既存の管渠が敷設されているが、必要に応じて管渠の延長、拡張等を検討・確認する。延長、拡張等のルートについて、既存の道路との乖離がなく一般的な工法で施工が可能であるか確認する。併せて、幹線道路から下水処理場建設予定地までの侵入ルートについては、測量を含む踏査を行い、設計・積算の基礎資料とする。

##### 【内容】

既存の管渠の詳細設計図面と入手可能な範囲で極力精細な地図(道路図、住宅地図等)との照査により、管渠の延長・拡張ルートと実際の道路との整合性が取れていることを確認した後、車両等による実ルートの踏査を行い、概略設計での距離延長の制度を確認する。幹線道路から下水処理場建設予定地までの進入ルートに関しては、平板測量により距離を把握するとともに、道路形状や線形が建設工事に必要な車両や重機類の移動に耐えうるかどうかを確認する。

